

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団寄附金取扱要綱

制定 平成24年 8月 1日

改正 平成27年 3月26日 26江文管第567号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）が受け入れる寄附金の取扱いに関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における寄附金とは、財団が実施する公益目的事業等を財政的に支援する目的で寄附される金銭であり、次に掲げる経費等に充てるものをいう。

- (1) 公益目的事業を実施するための経費等
- (2) その他財団の業務執行に要する経費等

(寄附金の種類)

第3条 財団が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者により用途が予め特定された寄附金

(受け入れに係る禁則)

第4条 財団は、寄附金が次の各号のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができない。

- (1) 寄附金の対価として何らかの利益又は便宜を供与することを条件に付したとき。
- (2) 寄附金の経理について監査を行うことを条件に付したとき。
- (3) 寄附後に寄附金の全部又は一部を取り消すことができることを条件に付したとき。
- (4) 寄附金を受け入れることにより財団の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき。
- (5) その他理事長が財団の運営上支障があると認めたとき。

(申込み受付)

第5条 寄附の申込みは、次に掲げる事項を記載した寄附申込書（別記第1号様式）により受け付けるものとする。但し、財団が設置する募金箱等による寄附については、この限りでない。

- (1) 寄附者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者氏名（個人にあつては氏名及び住所）
- (2) 寄附金額
- (3) 寄附金の用途
- (4) その他参考となる事項

(受け入れの決定等)

第6条 寄附の申込みがあったときは、寄附金の使途目的が財団の業務遂行上有意義であり、かつ、支障がないと認められるものについて、受け入れの決定をするものとする。なお、受け入れにあたっては寄附金受入審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、適正に審査するものとする。但し、10万円を超えない寄附の受け入れにあたっては、委員会の設置を省略することができる。

2 委員は、事務局長、管理課長及び文化センター管理事務所長とする。なお、寄附の内容等必要に応じて江東公会堂管理事務所長及び中川船番所資料館管理事務所長を委員会に出席させることができる。

3 委員長は、事務局長をもって充てる。

4 受け入れを決定したときは、寄附者に寄附受入通知書（別記第2号様式）を発行するとともに必要な書類を送付する。

(寄附金の取扱い)

第7条 一般寄附金については、50%以上を公益目的事業に使用しなければならない。

2 特定寄附金については、寄附者が特定した事業に使用するものとする。

(寄附金の運用)

第8条 理事長は第1条の規定により、寄附金の安全、確実、かつ有利な運用に努めなければならない。

2 寄附金の運用から生じた収益は、財団収支予算書に計上しなければならない。

3 寄附金による現金は金融機関への預金、その他最も確実及び有利な方法により管理しなければならない。

(受領書等の送付)

第9条 寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領書（別記第3号様式）を寄附者に送付するものとする。

2 前項の寄附金受領書には、財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(出納責任者)

第10条 出納責任者は、財団会計処理規程に定める会計責任者をもって充てる。

(寄附金に係る結果の報告)

第11条 財団は、毎事業年度終了後3か月以内に寄附金総額、使途、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、報告書の交付は、ホームページ上の公開に代えることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。